平成２４年（フ）第６４号
山形県村山市楯岡馬場17番10号、前住所山形県北村山郡大石田町大字大石田丁245番地５
債務者　庄司　昭男
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０号
岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永1236番地１
債務者　下里みどり
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
岐阜県大垣市島町208番地１　県営荒崎住宅A743
債務者　髙橋　知子（旧姓古瀬）
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
岐阜県大垣市長松町1071番地１　パナハイツ柳江103号
債務者　平沢　　武
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
愛知県知立市八ツ田町門前31番地１　サンモールＰａｒｔⅠ203号
債務者　井ノ上一樹
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
埼玉県越谷市瓦曽根１丁目13番16号　コーポサングリーン101
債務者　吉田　美代
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
埼玉県越谷市千間台西４丁目６番地15　平川ハイツ103
債務者　高崎　　渉
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
埼玉県草加市瀬崎３丁目36番26―708号
債務者　津田　一也
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
埼玉県八潮市大字大瀬932番地６　安心ハウスやしお２Ｂ
債務者　田邉　澄子
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
埼玉県吉川市大字土場111番地１　県営吉川土場団地302号
債務者　島田　悦子
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
新潟県長岡市宮内６丁目７番16号
債務者　佐野　勝則
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
新潟県長岡市左近町113番地１
債務者　志賀　藤夫
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
新潟県南魚沼市塩沢771番地12
債務者　山本　秀男
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
岡山県笠岡市神島5300番地68
債務者　大野　嘉彦
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
岡山県岡山市中区倉田532―８　ムサシノビル西館506号室、住民票上の住所岡山県笠岡市神島5300番地68
債務者　大野　育子
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
栃木県佐野市植下町1151番地　レオパレスサニーホームズ207号、前住所大阪府大阪市浪速区稲荷２丁目１番５―202号
債務者　大山　芳夫
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４５号
栃木県足利市新山町2241番地10
債務者　本間かず子
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部